

我孫子市障害児通所支援事業所総合緊急対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格、電気料金、ガス料金等の物価の高騰の影響を受け、厳しい運営状況に置かれている障害児通所支援事業所（市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。）を支援するため、我孫子市障害児通所支援事業所総合緊急対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和4年4月から同年7月までの間に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを実施し、かつ、同年9月1日において休止していない障害児通所支援事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、失効前の我孫子市社会福祉施設総合緊急対策支援金交付要綱（令和4年告示第162号）の規定による我孫子市社会福祉施設総合緊急対策支援金の交付を受けている者に対しては、支援金を交付しない。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、5万円とする。ただし、自動車による利用者の送迎を実施しなかった者にあつては3万円とする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、我孫子市障害児通所支援事業所総合緊急対策支援金交付申請書（様式第1号）を令和4年11月30日までに市長に提出しなければならない。

2 支援金の交付の申請は、一の障害児通所支援事業所につき1回に限る。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市障害児通所支援事業所総合緊

急対策支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（請求）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者（次条において「交付決定者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、我孫子市障害児通所支援事業所総合緊急対策支援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付の請求があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すとともに、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

（2） 支援金の交付の決定を受けた後に第2条第1項の要件を満たさないことが判明したとき。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和4年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により交付の決定を受けた者に係る第7条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。